

国民健康保険 加入者の皆さんへ



令和4年度の国民健康保険税は次のとおりです

『未就学児の均等割額』、『賦課限度額』が変更になりました

	①医療分	②後期支援金分	③介護分
所得割	ア) (令和3年中の総所得金額等-43万円) × 8.3%	エ) (令和3年中の総所得金額等-43万円) × 2.6%	キ) (令和3年中の総所得金額等-43万円) × 2.3%
均等割	イ) 被保険者1人当たり29,000円 変更! ※未就学児は5割減額	オ) 被保険者1人当たり8,000円 変更! ※未就学児は5割減額	ク) 被保険者1人当たり10,000円
平等割	ウ) 1世帯当たり31,000円	カ) 1世帯当たり9,000円	ケ) 1世帯当たり7,000円
賦課限度額	変更! 650,000円	変更! 200,000円	170,000円

国民健康保険税
(年額の保険税)

=

①医療分
(ア+イ+ウ)

+

②後期支援金分
(エ+オ+カ)

+

③介護分
(キ+ク+ケ)

■①医療分、②後期支援金分、③介護保険分(40歳～64歳の人が対象)、それぞれに計算した保険税が賦課限度額を超えた場合は賦課限度額の保険税になります。

■年度途中で国保加入した場合は、1年分(4月～翌3月)の保険税÷12カ月×加入月数で計算します。

■総所得金額等とは、令和3年中(1月～12月)の「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」(専従者控除後)、「公的年金収入-公的年金等控除」等の合計額で、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地建物の譲渡所得「特別控除後の額」や株式等の譲渡所得等)も総所得金額等に含まれます。

■保険税の納税義務者は**世帯主**です。世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、世帯に国民健康保険の加入者がいれば**納税通知書や納付書は世帯主宛に送付**します。

■7月(第1期)にお届けする納税通知書は、令和4年4月から令和5年3月までの1年間の保険税額をお知らせし、7月から3月までの9期(特別徴収の世帯は6期)に分けて納めていただくようお願いするものです。

4月1日から7月4日までに異動届(出生・死亡・転入・転出・社保離脱・社保加入など)を提出された世帯は、その異動届により更正(月割計算)を行った税額となっています。また、7月以降の異動分については、保険税額を更正して更正通知書・納付書を送付します。(更正前と更正後の納付書による重複納付にご注意ください。)

■年齢毎の保険税等の負担

40歳未満の人

★国民健康保険税
(医療分+後期支援金分)

40歳以上65歳未満の人

★国民健康保険税(医療分+後期支援金分+介護分)

65歳以上75歳未満の人

★国民健康保険税(医療分+後期支援金分)+★介護保険料

75歳以上の人

★後期高齢者保険料
★介護保険料






■所得の申告について

国民健康保険税は申告所得をもとに計算しますので、他の方の被扶養者(扶養控除対象)となっている場合を除き、必ず申告をしてください。**未申告の方がいると所得がない場合でも保険税の軽減を受けることができませんので、ご注意ください。**また申告すべき所得を申告していない場合は、確定申告や修正申告で所得の変更が確認された際に、保険税が増額変更になることがあります。

保険税の計算例






- 世帯主(67歳):年金所得80万円
- 妻(63歳):年金所得95万円
- 子(38歳):給与所得180万円
- 子の妻(34歳):給与所得30万円
- 子の子(3歳)

【医療分】

家族構成	①所得割	②均等割	③平等割
 世帯主(67歳)	$(80万 - 43万) \times 8.3\% = 30,710円$	29,000円	31,000円
 妻(63歳)	$(95万 - 43万) \times 8.3\% = 43,160円$	29,000円	
 子(38歳)	$(180万 - 43万) \times 8.3\% = 113,710円$	29,000円	
 子の妻(34歳)	所得が43万以下の場合は0円	29,000円	
 子の子(3歳)	所得が43万以下の場合は0円	14,500円	
小計	187,580円	130,500円	31,000円


医療分の保険税 ① + ② + ③ = 349,000円 (100円未満切捨)

【後期支援金分】

家族構成	①所得割	②均等割	③平等割
 世帯主(67歳)	$(80万 - 43万) \times 2.6\% = 9,620円$	8,000円	9,000円
 妻(63歳)	$(95万 - 43万) \times 2.6\% = 13,520円$	8,000円	
 子(38歳)	$(180万 - 43万) \times 2.6\% = 35,620円$	8,000円	
 子の妻(34歳)	所得が43万以下の場合は0円	8,000円	
 子の子(3歳)	所得が43万以下の場合は0円	4,000円	
小計	58,760円	36,000円	9,000円

後期支援金分の保険税 ① + ② + ③ = 103,700円 (100円未満切捨)

【介護分】(40歳～64歳の人が対象)

家族構成	①所得割	②均等割	③平等割
 妻(63歳)	$(95万 - 43万) \times 2.3\% = 11,960円$	10,000円	7,000円
小計	11,960円	10,000円	7,000円

介護分の保険税 ① + ② + ③ = 28,900円 (100円未満切捨)

医療分
(349,000円)

+ 後期支援金分
(103,700円)

+ 介護分
(28,900円)

= 国民健康保険税
(年額 481,600円)

保険税の減免について

天災などで住宅や家財に損害が生じたり、病気やけがなどで所得が激減したりして、資産や能力を活用しても国保税の納付が困難なときは、一定の基準を満たせば課税額の一部を減免することができる場合があります。

所得が少ない世帯の軽減について

令和3年中の世帯の総所得が次の基準以下の場合には、均等割額・平等割額を軽減(7割・5割・2割)します。軽減の対象となる判定所得額は、世帯主(社会保険や後期高齢者医療制度の加入者の場合も含む。)と国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者(※1)の所得の合計となります。

軽減の種類	7割軽減	5割軽減	2割軽減
前年の総所得金額の合計額(世帯主・国保加入者・特定同一世帯所属者全員)	【43万円+(給与所得者等(※2)の数-1)×10万円】以下	【43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(28.5万円×世帯に属する被保険者・特定同一世帯所属者の人数)】以下	【43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(52万円×世帯に属する被保険者・特定同一世帯所属者の人数)】以下

※1 特定同一世帯所属者・・・国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度への加入(75歳到達・65歳以上で障害のある方)により国保を脱退し、引き続き同一の世帯にいる方

※2 給与所得者等・・・給与収入55万円超と、公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上)の方

・軽減判定日は、毎年4月1日です。(4月1日以降に世帯主変更があった世帯は世帯主変更日、新規の国保世帯の場合は資格取得日となります。)

・軽減判定所得について、事業所得は専従者控除前の金額、譲渡所得は特別控除前の金額になります。昭和32年1月1日以前に生まれた公的年金受給者は年金所得から15万円控除した額で判定します。

非自発的失業者の軽減

倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた方は、申請により所得割が一部軽減される場合があります。

■対象となる方

失業時に65歳未満の方で、離職日の翌日から翌年度末までの期間において、特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)や特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)として求職者給付を受ける方

※「**雇用保険受給資格者証**」(ハローワークで発行)の**離職理由欄の離職コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方**

■軽減される額

国民健康保険税の所得割を計算する際に、前年度給与所得を30%とみなして計算します。(給与所得のみ)

■軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

■軽減を受けるためには

『**雇用保険受給資格者証**』と**本人確認ができる書類等**を持参のうえ、市民課国保担当で申請してください。

後期高齢者医療制度創設に伴う緩和措置

国民健康保険から後期高齢者医療制度(75歳以上の方・65歳以上で一定の障害がある方)へ移行した場合、同一世帯の国保加入者には次のような緩和措置があります。

①既に所得・被保険者数に応じた軽減措置(5割・2割)を受けている世帯で、世帯に特定同一世帯所属者がいる場合は、世帯構成(世帯主変更等)や世帯の収入が変わらなければ以前と同様の軽減措置を受けることができます。

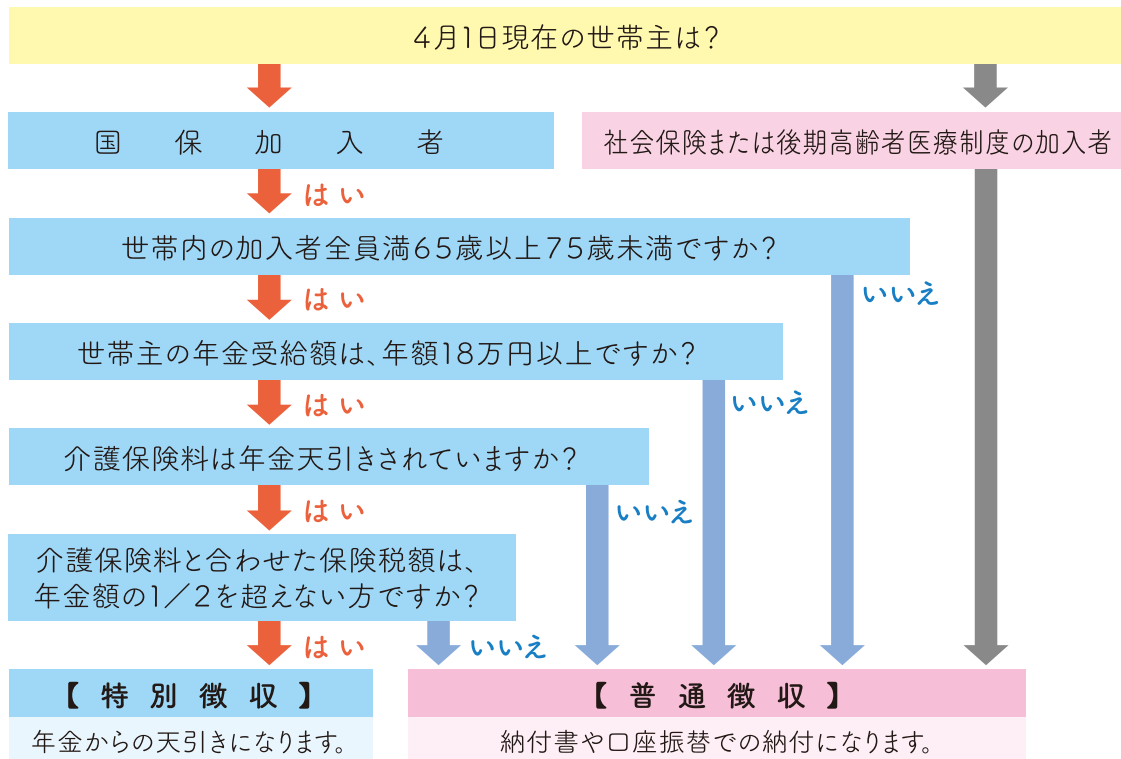
②「**特定世帯**」(特定同一世帯所属者がいる国保加入者が1名の世帯。例:夫75歳以上、妻75歳未満)の場合は、**医療分・後期支援金分の平等割が5年間1/2、その後3年間は3/4に減額**されます。(介護分は該当しません。)

※年度途中で世帯主変更の場合はその月から軽減はなくなり、当初の年税額に追加分が発生する場合があります。

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について(65歳以上のご世帯)

特別徴収の要件に該当する世帯(下記の図を参照)については、年6回の年金支払い月に、年金から保険税を差し引くことになります。

◆特別徴収の対象となる方



※特別徴収の世帯で世帯主が75歳になる年度は、特別徴収から普通徴収に戻ります。

◆特別徴収の仮徴収

特別徴収は《仮徴収》と《本徴収》からなり、特別徴収が2年目以降の世帯は仮徴収があります。

仮徴収 (前年度2月の徴収額と同額を前払い)			本徴収 (確定した年間保険税額から仮徴収額の合計又は9月までの普通徴収額を差し引いた額を3回で支払い)		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

※特別徴収の世帯は納付書・納税通知書の課税額内訳欄の右下に翌年4月・6月・8月の翌年度仮徴収額を記載しています。

◆令和4年度から新たに特別徴収となる世帯の場合

特別徴収の開始は初年度のみ10月からとなります。

【例：年税額185,000円、翌年度の年税額215,000円】

(普)・・・納付書払・口座振替などの普通徴収、(特)・・・年金天引きによる特別徴収

今年度

年税額	7月(普)	8月(普)	9月(普)	10月(特)	12月(特)	2月(特)
185,000円	25,000	20,000	20,000	40,000	40,000	40,000

翌年度

年税額	4月(特・仮)	6月(特・仮)	8月(特・仮)	10月(特)	12月(特)	2月(特)
215,000円	40,000	40,000	40,000	31,800	31,600	31,600

特別徴収(年金天引き)から普通徴収(口座振替)に納付方法の変更を希望される方へ

国民健康保険税の納付方法が特別徴収(年6回)の世帯の場合でも、申請により特別徴収を中止して口座振替(年9回)への変更が可能です。納付方法変更届の手続きについては次のとおりです。(今年の10月以降の特別徴収中止を希望の場合、7月末までに納付方法変更の手続きをお願いします。)

■特別徴収の開始以前から、金融機関に保険税口座振替の登録がある方
市民課国保担当で「納付方法変更申出書」を記入して提出してください。

■金融機関に保険税口座振替の登録がない方(特別徴収以前に納付書で支払っていた方)
先に、お取引のある金融機関に通帳・通帳印を持参して保険税口座振替の申込をされたうえで、市民課国保担当に金融機関で提出された口座振替申込の控えを持参し、「納付方法変更申出書」を提出してください。

介護分(40歳～64歳の方)の月割課税

本年度に介護分が課税されるのは、昭和32年5月2日から昭和58年4月1日までに生まれた被保険者がいる世帯です。年度途中で65歳または40歳になる被保険者のいる世帯は月割で課税されます。

■年度の途中で40歳(介護保険第2号被保険者に該当)になった場合

40歳になった月(1日が誕生日の人は前月)から来年3月までの介護分が課税されます。誕生月が4月から6月までの方は、当初通知する年税額に介護分が含まれています。7月以降が誕生月の方は、当月または翌月頃に、介護分を加算後の税額変更通知書・納付書(差替)をお送りします。

【例:10月1日が誕生日の方】

変更前年税額150,000円⇒変更後年税額168,900円(介護分加算)

年税額	1期/7月	2期/8月	3期/9月	4期/10月	5期/11月	6期/12月	7期/1月	8期/2月	9期/3月
150,000円	22,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000



年税額	変更なし	変更なし	変更なし	差替え	差替え	差替え	差替え	差替え	差替え
168,900円	22,000	16,000	16,000	19,900	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000

■年度の途中で65歳(介護保険第1号被保険者に該当)になった場合

4月から65歳になる月の前月(1日が誕生日の人は前々月)までの介護分が課税されます。当初通知する年税額の中に月割計算した介護分の額も含まれています。

【例:7月に65歳になる方】

年税額204,800円(医療分・後期支援金分12カ月:194,400円、介護分3カ月:10,400円)
介護分の3カ月分(4月～6月分)を、医療分・後期支援金分の1年分の額と合わせて、7月から3月までの9回に均等に振り分けています。誕生月以降に、介護保険料の請求が高齢者支援課から別途送付されます。

1期/7月	2期/8月	3期/9月	4期/10月	5期/11月	6期/12月	7期/1月	8期/2月	9期/3月
28,800	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000

納期限までに国民健康保険税を完納しなかった場合

国民健康保険は、被保険者の皆さんからの保険税や、国・県及び市からの補助金などにより、病気やけが、出産や死亡などについて必要な給付を行う制度です。滞納した場合は期間に応じて以下のような厳しい措置がとられます。

- ①納付期限経過後、納付が無い場合には督促状を送付します。督促状が届くと督促手数料100円を納めなければなりません。また、滞納金額と納付期限から納付日までの経過日数に応じて、延滞金が別途課せられます。
- ②保険証の有効期間が短くなり、毎月の納付による更新手続きが必要になります。
- ③1年以上の滞納があり、毎月の納付がない場合は、「被保険者資格証明書」を交付します。資格証明書で医療機関を受診するときの医療費は、いったん全額自己負担となります。

【保険税は必ず納期限までに納めましょう。納付期限までの納付が困難な人は早めにご相談ください。】

普通徴収の納期について

筑後市の国民健康保険税(普通徴収)の納期は年9回です。令和4年度の各納期限は、下記のとおりです。

1期/7月	2期/8月	3期/9月	4期/10月	5期/11月	6期/12月	7期/1月	8期/2月	9期/3月
令和4年 8月1日	令和4年 8月31日	令和4年 9月30日	令和4年 10月31日	令和4年 11月30日	令和4年 12月26日	令和5年 1月31日	令和5年 2月28日	令和5年 3月31日

※原則月末(12月は25日)が納期限になりますが、土曜日、日曜日、祝日、閉庁日に当たる場合は、翌開庁日が納期限となります。

よくあるお問い合わせ

Q1. 年度途中で75歳になる(後期高齢者医療制度に加入する)場合の保険税は?

- A** ケース1) 国保加入者が本人1名の場合、4月から誕生日の前月までで月割計算した保険税を、7月から誕生日までの期割で納付していただきます。
- ケース2) 国保加入者が2名以上で、1名が年度途中で75歳到達により後期高齢者医療に加入される場合は、4月から誕生日の前月の分までで月割計算した保険税を、残りの国保加入者の1年分の保険税と合計して、7月から3月までの9期に均等に振り分けています。なお、75歳の誕生日以降に後期高齢者医療保険料が別途請求されます。

【例:ケース2において、世帯主の誕生日が10月20日の場合】

①国民健康保険税 合計 272,000円

内訳)世帯主6か月分(4月～9月)18,500円、妻12か月分(4月～3月)213,500円、世帯平等割40,000円

②後期高齢者保険料 合計 6,260円【世帯主の後期高齢者保険料6か月分(10月～3月)】

	1期/7月	2期/8月	3期/9月	4期/10月	5期/11月	6期/12月	7期/1月	8期/2月	9期/3月
①国保	32,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
②後期	*****	*****	*****	*****	1,460	1,200	1,200	1,200	1,200

Q2. 現在、社会保険に加入しているのに、保険税の請求が届いた場合は?

- A** ケース1) 4月から社会保険加入の前月までの分が課税されているか、国保喪失(社会保険加入)の届出をされていないため課税されていることが考えられます。社会保険に加入された場合はお早めに市民課国保担当へ届出をお願いします。
- ケース2) ご世帯の中で、国保の加入届を出された方がいると考えられます。世帯主が国保以外の健康保険に加入していても、世帯に国保の加入者がいれば、納税通知書や納付書は世帯主あてに送付します。ご家族に加入届を出された方がいないか、ご確認ください。

★お問い合わせ★

お気軽にお問い合わせください

筑後市役所 市民課 国民健康保険担当 Tel 0942-65-7015(直通)